

物品の販売業における年少労働実態調査

昭和33年3月

鹿児島婦人少年室長

労働省婦人少年局

は し が き

年少労働者に関する調査は今までにたびたび行われてきたが、これらはおおむね部分的な調査にとどまっていた。そこで年少労働者の実状を広汎に把握するため、昭和31年に工業部門のうち比較的年少労働者の多い紡織工業、機械器具工業等6業種について調査したが、本年は引続いて非工業部門のうち物品の販売、理容、料理飲食店、旅館、娯楽場の5業種について調査を実施した。

この報告書は上記5業種のうち、物品の販売業について取纏めたものであり、残りの4業種については今後随時取纏めることとしたい。

なお、この調査に当つて御協力を頂いた事業場、調査員の方々に感謝の意を表する次第である。

昭和33年3月

労働省婦人少年局

目 次

一 調査の目的	1
二 調査の時期	1
三 調査の担当者	1
四 調査の対象	1
五 調査の内容および方法	2
六 調査の結果	2
1. 雇用状況	2
2. 年令証明書, 就業規則の備付状況	3
3. 労働契約	3
4. 労働条件	4
5. 災害, 疾病	7
6. 福祉	7
7. 教育, 娯楽	9
8. その他	11
七 附 表	13
1. 統計表	13
2. 調査票	26

一 調査の目的

商店等の業種にあつて古くから年俸制度、のれん分け制度が踏襲されてきたが、戦後の社会情勢の激変と労働保護制度の全面的な改革等によつて、これらの古い制度の上にも大きな変革がもたらされるに至つた。

また、一方においてはこれらの業種は工業部門とはおのずから異つた特殊性も存在するので、これらの実態を明らかにして年少労働者の保護福祉の施策に資する。

二 調査の時期

昭和32年5月～7月

三 調査の担当者

婦人少年室職員、臨時調査員

四 調査の対象

1. 業 種

労働基準法第八条8号のうち物品の販売業

2. 事業場規模

労働者数50人未満の事業場

3. 調査地域

札幌、仙台、東京、金沢、名古屋、京都、大阪、岡山、松山、福岡の10都市

4. 調査事業場数

労働者数5人未満事業場—— 277 事業場

労働者数5人以上10人未満事業場—— 391 事業場

労働者数10人以上50人未満事業場—— 640 事業場

合 計 ——1,308 事業場

5. 調査年少労働者数

あらかじめその数を限定せず、調査事業場に雇用される年少者を対象とし、1事業場において3人以上年少者を雇用している場合は、調査年少労働者数は3人を限度とした。

その結果、実際に調査の対象となつた年少労働者数は次のとおりである。

労働者数5人未満事業場—— 302 人

労働者数5人以上10人未満事業場—— 545 人

労働者数10人以上50人未満事業場——1,067 人

合 計 ——1,914 人

五 調査の内容および方法

事業場調査と年少労働者個人調査を併せ行つたが、調査に当つては、調査担当者が対象事業場に赴き、事業主、年少労働者にそれぞれ面接、調査票にもとずき質問調査した。

六 調査の結果

1. 雇用状況

(1) 年少労働者の構成

調査の対象となつた事業場は1,308事業場で、その規模別の内訳は、労働者数5人未満の事業場277(21.2%)、5人以上10人未満の事業場391(29.9%)、10人以上50人未満の事業場640(48.9%)である。(第1表)

調査事業場における総労働者数は17,138人、このうち年少労働者は3,162人で18.5%を占めているが、事業場規模が小さくなるに従い年少者の占める比率は高くなつており、5人未満の事業場では43.8%、5人以上10人未満27.2%、10人以上50人未満15.3%となつている。ちなみに労働基準法適用事業場における年少労働者の構成比は5.9%である。

年少労働者のうち男子は67.0%、女子は33.0%で男子の方が多く、規模が小さくなるに従いこの傾向は強くなつている。(第2表)

通勤住込別にみると、10人未満の事業場では、通勤(39.5%)より住込(60.5%)が多く、10人以上50人未満の事業場では通勤(52.6%)の方が稍々多くなつている。なお男子年少者は住込が、女子年少者は通勤が多い。(第3表)

次に、実際に個人調査の対象となつた年少労働者は、上記年少労働者の60.5%に当たる1,914人で、このうち通勤917人、住込997人である。(第4表)

(2) 就業経路

年少労働者の出身地を個人調査によつてみると、年少労働者が現在雇用されている事業場と同じ都道府県内から就業している者が62%を占め、他県から移動して就業している者は38%である。

これらの年少労働者の就業経路は、学校および安定所の紹介によるものが51.8%で約半数を占め、縁故によるものが34.2%、その他新聞広告、店頭募集等によるものが13.8%を占めている。

規模の小さい事業場では、縁故就職者の比率が高く、規模の大きい事業場では、学校の紹介によるものが多くなつている。(第5表)

(3) 定着状況

昭和31年3月から32年2月までの1年間に、調査事業場で新しく雇入れた年少者は2,042人であるが、このうち26.3%を占める538人という多数の年少者が同期間内にすでに離職している。特に10人未満の事業場では離職者の比率が高く36.1%にのぼつている。

離職した時期は就業後3ヵ月未満の者が38.8%で最も多数を占めている。(第6表)

2. 年令証明書、就業規則の備付状況

18才未満の労働者を雇入れる際は、その年令を証明する戸籍証明書を事業場に備付けておかねばならないことが労働基準法に定められている。その備付状況をみると、10人未満の事業場ではわずかに17.8%が備付けているに過ぎず、10人以上50人未満の事業場でも42.3%が備付けているに過ぎない。なかには年令証明書について全く知らない事業主も少からずみられる。

常時10人以上労働者を使用する事業場では、労働時間、休憩、休日、賃金、退職等の事項について就業規則を作成しなければならないことが法に定められている。これについてその備付状況をみると、10人以上50人未満事業場では、51.7%がこれを備付けている。10人未満の事業場では法的に義務づけられてはいないが、5.7%の事業場が就業規則を備付けている。（第7表）

3. 労働契約

労働契約については、大多数の事業場が書面によらず口頭で契約をしている。まず労働期間についてみると、契約期間を1年以上に定めている事業場は41事業場（3.1%）みられ、その期間は3年以上7年未満のものが多く、5年以上の長期にわたるものには、薬局、材木屋、酒屋、紳士服仕立等の業種がある。（第8表）

技能の習得期間として、見習または徒弟の期間を設けている事業場は403事業場で30.8%を占めている。その期間は3カ月以上6カ月未満のものの比率が高いが、なかには5年以上の長期にわたるものが14事業場にみられる。その内容についての詳細は不明であるが、業種は、洋服仕立、帽子仕立、呉服屋、皮革卸商等である。（第9表）

年少者を雇用するに際し、親または身元保証人と連名で、あるいは本人自身から契約書を徴している事業場は411事業場（31.4%）であるが、その内容は年少労働者の身元を保証する程度のものであり、年少労働者の身分を拘束するような賠償予定あるいは前借金制度等は全くみられない。

年少労働者の貯金について、事業主が預金通帳、または印鑑の一方あるいは両方を保管している事業場は321事業場（24.6%）みられる。

労働基準法では、事業主が貯蓄金を管理することを原則として禁止しており、労働者から委託を受けた場合には一定の手続をとった上で認められるが、労働者が貯蓄金の返還を求めた際は、遅滞なくこれを返さなければならないことが定められている。貯蓄金を管理している事業場のうち77事業場は貯蓄を強制的に実施させ、また払戻しについても、使途が明らかで事業主がこれを認めた場合、親の許可を受けた場合、退職時、独立時等の制限を設けている。（第10表）

また、年少者が将来のれん分けする際の資金とするために、事業主が積立をしている例は多くみられるが、年少者に依頼心を起させないため等を理由として、これを全く年少者に知らせていない場合がある。時にはこれがかえって逆効果を招き、年少労働者は「賃金が少く、貯金も出来ないで、将来一人前になつても店舗を構えることができない」と希望を失い、転職を考えている等の結果を招いているものがみら

れる。なおこの場合、年少労働者の賃金との関係については明らかでない。

次に、年少労働者が就業するに際し、労働時間、休日、賃金等の労働条件を詳しく示されたかどうか、年少者自身の回答によると、約30%の年少者が全く知らないままに就業している。（第11表）これについても労働基準法では、事業主は労働契約を結ぶ際に労働者に対して労働条件を明示しなければならないことがうたわれている。

事業場の都合により年少労働者を解雇する場合の措置についてみると、大部分の事業場が30日以上前に予告をする、あるいは30日前に予告をしない場合は30日分以上の賃金を支払う等法定の措置がとられているが、4年間の見習期間中に解雇する場合は予告もしない、手当も支給しないという婦人子供服仕立小売業、理由は不明であるが同じく予告もせず手当も支給しない食料品店、材木店、自転車店等、4事業場がみられる。

また年少労働者に重大な過失がなく解雇し、解雇の日から14日以内に帰郷する場合は旅費を与えなければならないことが定められているが、これについては、親を呼んで連れて帰らず、理由不明等3事業場に旅費を支給しないものがみられる。

4. 労働条件

(1) 拘束時間

拘束時間は一般に長く、調査事業場の50.6%は拘束9時間を超えており、12時間を超えるものも相当みられる。

通勤と住込の拘束時間を比較すると、通勤では拘束8～9時間のものが多くなお9時間を超えるものは35.1%に及んでいる。これに対し、住込は拘束9時間を超えるものが65.3%の高率を占め、このうち更に12時間を超えるものは23.0%（149事業場）にのぼっている。

規模別にみると、事業場規模が小さくなるに従い拘束時間が長くなる傾向にある。また10人以上50人未満の事業場では、通勤と住込の差は余りみられないが、10人未満の小規模事業場ではその差が著しい。従つて小規模事業場における住込の拘束時間は極めて長く、5人未満の事業場では162事業場のうち129事業場（79.6%）が拘束9時間を超え、このうち12時間を超えるものは61事業場みられる。

なお、この他に通勤と住込に拘束時間の差を設けていない169事業場があり、この場合の拘束時間は比較的短い。（第12表）

なお、拘束時間内に休憩時間が設けられていなければならないわけであるが、次項に述べるように食事時間、手待時間がこれに当てられ、休憩時間としてはつきり定められたものは少い。従つて実働時間も明確ではない。

(2) 休 憩

労働基準法によれば、労働時間が8時間を超える場合は1時間以上の休憩を原則として一斉に与えなければならないことが定められているが、休憩があると回答した事業場は90.6%であり、この中には手

待時間を休憩時間として回答した事業場が少からずあるので、実際には明確に休憩を定めている事業場はこれより下廻るものと思われる。

規模別にみると、規模が小さくなるに従い休憩のある事業場の比率が低くなっている。

休憩の与え方についてみると、一斉に与えるものは42.1%で、残りは交替で与えるもの(43.7%)および不詳となっている。(第13表)

(3) 休 日

休日が週1回または月4回に規定されている事業場は10人以上50人未満の事業場で67.4%、10人未満の事業場では32.2%に過ぎない。他は月1~3回で、全く休日のない事業場が4事業場ある。10人未満の小事業場では月2回に規定されたものが最も多く、約半数はこの方法をとっている。(第14表)

休日の与え方は、従業員に一斉に与える事業場44.9%、交替で与えるもの37.5%、一斉交替を併用するもの5.1%で、規模の大きい事業場ほど一斉に与えるものが多くなっている。(第15表)

(4) 休 暇

昭和31年1月から12月までの1年間に、年少労働者に対して休暇を与えた事業場は1,036事業場(79.2%)である。

なお、この場合の休暇とは毎月定められた休日以外の休暇を示し、必ずしも法に定められた年次有給休暇をいうものではない。

事業場における年少労働者1人当たり平均付与日数をみると6~10日のものが最も多く約半数を占めている。なお休暇日数は年少労働者の勤続年数によつて多少の差違を設けている。また休暇を与える時季は盆、正月等が殆どであり、年少者が請求した時に休暇を与えている事業場は少く、法に基いた年次有給休暇として規定し、付与している事業場はごく少数しかみられない。(第16表)

(5) 賃 金

イ 初 任 給

年少労働者の初任給額を定めている事業場について平均初任給をみると、食事付では10人未満の事業場2,416円、10人以上50人未満の事業場2,788円、食事別では10人未満の事業場4,476円、10人以上50人未満の事業場5,169円となつていて規模の小さい事業場の方が初任給額が低くなっている。

また、男子と女子の差があるものについてみると、女子の方が500~700円低くなっているが、この場合業務の内容については明確でない。(第17表)

ロ 平均手取賃金

個人調査によると、年少労働者の1ヵ月平均手取賃金は、通勤で4,000~4,999円、5,000~5,999円の階層の者が多く、その平均額は4,918円である。住込では2,000~2,999円、3,000~3,999円の階層の者が多く、平均額は3,078円で通勤より約2,000円低くなっているが、住込の場合は一部を除いて大部分が食事付の賃金である。

規模別にみると、10人未満の事業場と、10人以上50人未満の事業場では300～500円の差があり、規模が小さい程賃金が低くなる傾向がみられる。(第18表)

この他に理髪代、入浴代、映画代等を支給したり、あるいは作業衣、下着類、身のまわり品、映画券、入浴券等を支給する事業場が約25%みられるが、いずれも賃金の一部として支給するというよりは、事業主の恣意による恩恵的なものである。

また、賃金は毎月1回以上、一定の期日を定めて、直接支払わなければならない事が定められているが、支払日が不定期であるもの23事業場、年少労働者本人に直接支払われることなく、年少労働者の親などに渡されているものが6事業場、賃金の全額を強制貯蓄させるもの3事業場があり、いずれも注目される。

ハ 昇 給

調査事業場1,308のうち昇給があると回答した事業場は1,207事業場(92.3%)であるが、このうち70%近くを占める822事業場は昇給額を定めていない。また、男子と女子に差を設けている事業場が4事業場みられる。

昇給額を定めている事業場についてその金額をみると、1年間に500～900円のもの最も多く、平均昇給額は769円である。男女差を設けている事業場では、男子と女子の間に約300円の差がみられ、女子の方が低い。

1年間における昇給回数は、1回のものが44.8%を占めて最も多く、次いで2回となっている。なおここでも昇給回数が不詳あるいは不定期というものが相当数みられる。(第19表)

昇給の条件としては、真面目さ、勤務成績、勤続年数、事業場の営業状態、経済情勢等が多くあげられ、前述の昇給金額および回数が不詳なものが多いことからしても、昇給の有無や昇給の多寡が、事業主の恣意的判定によつて、かなり左右されていることが推察される。

ニ 割 増 賃 金

年少労働者が定められた労働時間外に超過勤務や休日労働をする例は少ないが、これらについて割増賃金を支給している事業場は少く37.1%に過ぎない。割増賃金を支給する事業場のうちで、時間に応じて計算する事業場は10人未満の事業場では50事業場(支給する事業場の22.8%)、10人以上50人未満の事業場では153事業場(同じく57.3%)である。その他は一定額を支給する、つかみ勘定である、夜食、茶菓を支給する等である。(第20表)

ホ 臨 時 の 給 与

盆、暮等に賞与の意味を含めた臨時の給与を支給する事業場は1,247事業場で95.2%を占めている。このうち86.1%は現金のみを支給、1.1%は現物のみを支給、7.6%は現金と現物を支給している。現物を支給する事業場は10人未満の小事業場に比較的多くみられる。(第21表の1)

現金のみ支給する事業場についてその金額をみると、1年間を通じて賃金の1～2ヵ月分を支給す

るものが最も多く41%を占め、次いで2～3カ月分を支給するものが26%を占めている。(第21表の2)

現物のみを支給する事業場は、10人未満の事業場が14、10人以上50人未満の事業場4であるが、その支給内容はいずれも衣服、下着、生地、履物、身のまわり品等である。

5. 災 害、疾 病

年少者が就業してから調査時まで、業務上であると否とに拘らず休業1日以上災害を受けたものを個人調査によつてみると、男子61人(4.6%)、女子5人(0.8%)で、前年の工業部門調査に比較し災害は少く、また災害程度は71.2%が休業8日未満となつている。(第22表)

災害の内容は、配達の際の事故による手足の打撲、骨折、捻挫、あるいは器物による手指の切傷等がその主なものである。

同じく疾病についてみると33.2%が疾病にかかっているが、風邪、腹痛等が殆どで、休業8日以上疾病は少い。(第23表)

以上、年少者が罹災罹病の際の医療費の負担は、10人以上50人未満の事業場では保険によるものが比較的多く、10人未満の事業場では通勤の場合は年少者自身が、住込の場合は事業場で負担するものが多い。

6の(2)保険の項でも述べるように、5人未満の小規模事業場では、健康保険あるいは労災保険の加入率が非常に低く、従つて医療費の負担は事業主または労働者に多くかかっていることがわかる。

次に事業場における健康診断の実施状況をみると、定期、不定期を問わず平均63.6%の事業場が年1回以上実施している。(第24表)

この他、事業場として労働者の健康保持のために特に配慮を行つているものは少く、救急箱の備付がみられる程度である。

6. 福 祉

(1) 住 居

住込年少者の寝室について個人調査の結果をみると、1人当り2.5平方米(約1畳半)の広さを上廻っているものは全体の83.4%を占めている。狭い例としては2畳に3人、3畳に4人、6畳に8人等、いずれも1人につき1畳にも満たないものがある。この他に居間は仕事場である板の間に寝る、廊下に寝る、寝室が狭いため交替で店の仕事台の上に寝る等、ゆつくり眠ることができないと思われるものが見られる。(第25表)これらを裏付けるものとして、熟睡できないと回答した年少者は38人でその理由は騒音、雑音のためうるさくて眠れない、寝室が狭い、寝室が暑いまたは寒い、寝室が不潔(南京虫がいる)、仕事台の上に寝ているのでふとんが落ちる、事業主の子供がくる、睡眠時間が短いまたは不定等があげられている。

(2) 保 険

社会保険の加入状況をみると、労災保険については物品販売業は任意適用事業場となつているが、そ

の他の厚生年金保険、健康保険、失業保険については、労働者数5人以上の事業場がすべて当然適用される。

それぞれの加入状況をみると、5人以上50人未満の当然適用事業場において健康保険76.7%、厚生年金保険69.8%、失業保険54.5%の加入率を示しているに過ぎず、工業部門の調査と比較しても低くなっている。労災保険は41.6%が加入している。

次に5人未満の任意適用事業場における加入率は健康保険17.7%、労災保険17.7%、厚生年金保険9.0%、失業保険6.5%である。(第26表)

以上の他従業員のために、国民健康保険、簡易保険、生命保険、自動車運転手傷害保険等に参加しているものもみられる。

(3) 退職金

従業員が退職する際に金品を支給している事業場は、5人未満の事業場で26.0%、5人以上50人未満の事業場で52.4%である。その内容をみると、退職金規定が制度化されているものは極く少く、5人未満の小事業場ではわずかに1事業場が規定しているに過ぎず、5人以上50人未満事業場でも49事業場(4.8%)しかみられない。その他は事業主の恣意により賤別としていくらかの金を渡す、あるいは女子の場合、永年勤続者には嫁入道具を買い与える等の措置がとられているのが現状である。(第27表)

なお、資本金の少い小規模事業場では、実際問題として退職金を支給することは容易なことではないので、事業場単独あるいは商店連合会、同業組合等で協同して資金を積立て、退職金の支給に当てているものがわずかではあるがみられる。

(4) のれん分け

従業員が途中で転退職することなく、一定期間勤務して1人前になつた時、事業主は従業員に独立の機会を与え、自己の商号(のれん)の使用を認め、店舗の贈与、資金の融通その他経営上の援助を図るいわゆる「のれん分け制度」は、商店等小企業の中で踏襲されてきたものである。戦後、時代の変遷とともにこの制度も殆ど崩壊したかのように思われるが、一部の業者の間には昔のままの形を残して、あるいは時代に即応するよう形を変えて「のれん分け」が行われている。

この調査では1,308事業場のうち107事業場(8.2%)でのれん分制度が実施されている。(第28表)

その内容をみると、「10年以上勤続者に対し勤務成績を考慮し、資金5割を援助する(呉服屋)」,「10年以上勤続者に独立資金として10万円支給(魚屋、酒店)」,「店舗を持たせ商品を融通する、経営の採算がとられるようになれば期限を定めて返却させる(酒店)」,「15年以上勤続者に店舗、材料を与え、事業主が保証人となつて取引上の援助をする(材木屋)」,「8~10年で独立させ、ミシンを与え、積立金15万円をおろし、本店の下請をさせる(帽子屋)」,「本人の積立金に店の資金を一部併せ店舗を持たせる(呉服屋)」,「郷里に帰つて自分の店を持ちたい者には若干の援助をする(材木屋)」等である。また新しい形として「独立して支店を経営させ、支店が結合してチェーンを形成(機械工具店)」,「11年勤続

者に店舗を持たせ、役付幹部として主導的地位につかせ、通勤とする」、「支店の経営をまかせ月給制とする（氷店）」、「産地の出炭業者を紹介、屋号は自由とする（木炭屋）」、「15年勤続者は店をもたせる、業種は本人の自由にまかせる」等がみられる。

以上を通じ、のれん分をするに当つては、まず長期勤続者であること（5～15年）、真面目であること、勤務成績がよいこと、才能技術がすぐれていること、更に本人に一定額以上の貯蓄があること等が条件としてあげられている。

7. 教 育、娯 楽

(1) 従業員の指導

事業主の回答によれば、約40%の事業場が従業員に対し業務上の指導、訓練を実施している。その方法は事業場単独で実施するものが大部分であるが、商店連合会、同業組合等で共同して行つていものが21事業場、単独と共同とを併用しているものが8事業場みられる。（第29表）

内容についてみると、雇入れた際に最も基本的な事項を説明する程度で、あとは事業主や先輩のする仕事を年少者は見様見真似で覚えていくというのが実状のようである。

次に年少者が職場で実際に仕事をするに際し、事業主や先輩の労働者達は、よく教え指導してくれているかどうか、またそれに対して年少者は意見を述べることができるかどうかを、年少者自身の回答によつてみると、年少者は「よく教えてくれる」「意見が述べられる」と答えているが、約25%の年少者が「自分の意見を述べることはできない」と答えている。

(2) 就 学 状 況

調査年少労働者1,914人のうち、働きながら学んでいる年少者は397人で20.7%を占めている。

通勤と住込を比較すると、通勤では33.4%が就学しているのに対し、住込ではわずか9.1%が就学しているに過ぎず、住込年少労働者の場合は時間がない、疲れる等の理由をあげて、特に就学が困難なことを物語っている。

就学している学校の種類をみると、定時制高校211人、珠算、簿記54人、通信教育26人、その他115人となつていますが、なかには2種類以上の学校に就学している者もみられる。なお、通勤では定時制高校に通学する者が多く、就業者の約半数を占めているのに対し、住込では珠算、簿記、通信教育等に就学する年少者が比較的多い。また、男子では定時制高校、女子ではその他の各種学校（洋裁、料理等）に就学する者の比率が高い。（第30表）

就学していない年少者1,517人のうち42.6%を占める647人は就学したい希望を述べている。このように多数の年少労働者が就学を希望しているながらも、なお就学できない理由として「時間がない」63.5%、「疲れる」13.8%、「家計が苦しい」10.7%、「事業主が許さない」10.7%等をあげている。（第31表）

年少者が通学することに対し、事業主の60.2%は就学することについて自由に認め、あるいは積極的に奨励していると回答している。また、就学することを禁止または阻止している事業場は10.9%である。

(第32表)

以上のように大部分の事業場が就学を禁止していないにも拘らず、現実には拘束時間が長い、休日が少い等のために就学する時間がなく、また疲労するために就学できない状態にあり、ひいては勉学意欲さえもだんだんに失つてゆくのではないかと思われ、就学希望者に対する事業主の配慮が望まれる。

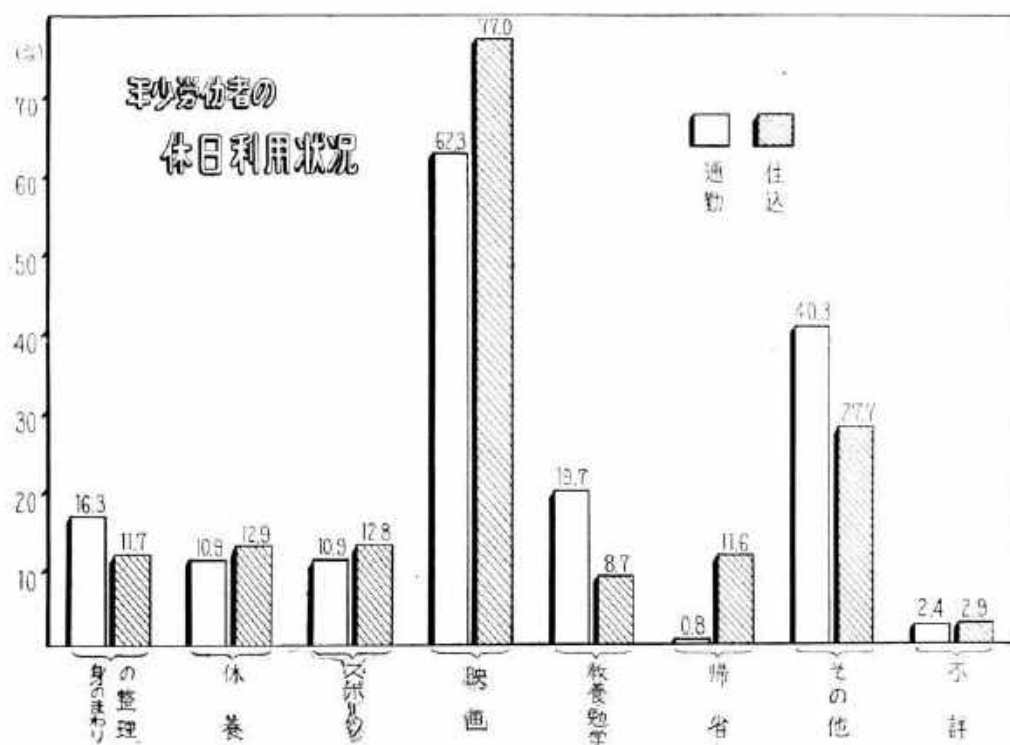
(3) 余暇の利用

年少労働者が1日の仕事を終えてから床に就くまでの時間の中から食事、入浴等の時間を除いて、年少者が自由に過ごせる余暇時間をどの位持つているかをみると、大体2～4時間のものが最も多数を占めている。但し、拘束時間の長い10人未満事業場の住込年少者は、他と比較して余暇の時間が短くなっている。(第33表)

年少者の休日は4の(3)休日の項で述べられたように、休日の回数が少く、また全く休日のない年少者もみられるが、このように数少ない休日を年少労働者はどのように過しているだろうか。

通勤、住込、男女を通じて休日には映画を観て過す者が最も多く、通勤では約6割、住込では8割近くを占めている。この他身のまわり整理、休養、スポーツ、帰省等に当てられている。教養や勉学の時間に当てているものは14%で、特に住込では少く、前項の就学状況と同じ傾向を示している。(第34表)

事業主や先輩の中には、年少労働者が読書や勉学をすることに対し、余りよく思っていない、あるいは禁止する等の態度をとっている者がわずかではあるがみられる。(第35表)



また、住込年少者の中には休日に外出しないで残っていると仕事をしなければならないので、朝から外出して映画館で時間を費し、夕刻帰宅すると回答した者が何人かあり、切実な問題を提起している。

(4) 教養娯楽施設、行事

事業場として従業員のために教養、娯楽、運動等の施設を設けているものは少く、半数以上の事業場ではこれらの施設を全く持っていない。施設がある事業場についても、その施設の内容をみると、ラジオ、テレビ、あるいは運動具がその主なものである。なお、ラジオ、テレビには顧客または事業主とその家族のために設けられているものを、従業員も一緒に聴視するというものが多く含まれている。この他図書、碁、将棋等が備付けてある程度で、年少労働者のための教養、娯楽施設は極めて乏しい。

ごく一部の事業場では、同業組合、商店連合会等で集會室等を設けているものがみられるが、年少労働者がどの程度利用しているかについては明確でない。

次に、大部分の事業場が従業員の慰安のために旅行、観劇、慰安大会等の行事を年1～2回実施している。

8. そ の 他

(1) 事業主の意見

個々の事業場において従業員の労務上、福祉上の問題で、これを改良し合理化したいという計画や希望をあげると、雇用および教育訓練に関するものでは「従業員を増加したい」「技術指導に重点をおいていきたい」労働条件については「労働時間を短縮したい」「休日を多くしたい」「退休制にしたい」「賃金を増したい」労働環境については「労働環境を改善して働きよい職場にしたい」人間関係に関しては「従業員の意見をきき話し合いの機会をつくりたい」「従業員の教養に力を入れたい」福祉に関しては「宿舎を完備したい」「慰安会、慰安旅行を実施したい」「保険に加入したい」「退職金制度を確立したい」等々多岐にわたっている。しかしこれらの計画や希望を述べた事業場は全体の半数以下に過ぎず、一般に労務管理に対する事業主の関心は極めて小さいといわねばならない。

次にこれら事業主が年少労働者を含めた全従業員に対して適正な労務管理を遂行するうえに隘路となっている点は、「資金がない」「税金が高い」「業者間の競争がはげしい」「顧客本位の商売であるので、休日、休憩が定められない」「労働者の質がわるい」「労働者の定着がわるく、また求人難である」「同業組合の協定を守らない業者または非加入者が統制を乱す」等があげられている。

以上事業主の意見のなかから問題となる点についてみると、個々の事業場として改善努力することはもとより必要で、それにより解決されるものもみられるが、そこにはおのずから1企業としての限界があり、特に10人未満の小事業場では同業者間の問題をとり上げたものが多いことからしても、同業組合あるいは地域集団的な商店連合会等で、協同して対策を構する必要があると考えられる。そして近來これら労働者の労務管理を合理化、近代化するために、労働時間協定、休日協定、賃金協定、店員教育、退職金制度の確立、保険の加入、福利厚生施設の協同化等、新しい動きが一部の同業組合、商店連合会

に芽生えてきている。この傾向は今後更に助長してゆくことが望ましいが、また顧客である社会一般の理解と協力により例えば週休制の実施などについてもこれを支持する社会慣行の確立によつてこそ期待されるものと考えられる。

(2) 年少労働者の意見

義務教育課程を了えて、職業生活の第一歩を踏み出した年少労働者にとつて、現在の職場は目新しいことばかりであるが、その中には楽しいこともあれば又つらいこと、苦しいことも少くない。

これら職場生活について、年少労働者の感じたことをあげると、まず辛いこと、苦しいこととしては第一に「仕事が馴れるまでが辛い」「仕事に失敗した時」をあげ、次いで「仕事が過重」「悪天候の時の仕事が辛い」「労働時間が長い」「始業終業時刻が一定しない」「休憩がない」「休日がない」「事業主が封建的、無理解」「先輩が不親切」「顧客の無理解」「寝室が不備でよく眠れない」「教養、勉学のための設備、機会がない」「運動、娯楽施設がない」「保険に加入していない」「家郷が恋しい」等があげられている。

これに対し、職場において喜びを感じ、楽しかつたと答えているものは「慰安旅行」が最も多く、次いで「職場の人が親切」「事業主の理解がある」「仕事を覚えた時」「休日」「仕事日の余暇時間」等があげられている。

年少労働者のうち約10%は、現在の職場に働きながらなお将来について不安を持っている。その内容をみると「将来独立できるかどうか分らない」「職場または仕事の将来性がない」等を最も大きな理由としてあげ、この種の業態に働く年少者の安定性のないことを物語っており、ひいてはこれが離職の原因の一つとなつていていると思われる。

以上のような労働条件、労働環境の下で働いている年少者達の中には、現在の職場から他へ転職したいという希望をもつ者が20%近くみられる。(第36表)

転職を希望する理由としては「労働時間が長い」「賃金が安い」「疲れる」「仕事が不適」「他の技術を覚えたい」「事業主が封建的」「職場の雰囲気がよくない」「将来の保障がない」「職場に将来性がない」等があげられている。

七 附 表

1 統 計 表

標題に（個）の附してある表は年少労働者個人調査を示し、特に標識のない表は事業場調査を示す。

第 1 表 都市および規模別事業場数

都 市	計	5 人 未 満	5 人以上10人未満	10人以上50人未満
天 計	1,308	277	391	640
札 幌	92	25	25	42
仙 台	62	15	17	30
東 京	266	49	79	138
金 沢	66	12	24	30
名古屋	181	19	62	100
京 都	108	7	15	86
大 阪	231	41	77	113
岡 山	74	25	23	26
松 山	86	25	29	32
福 岡	142	59	40	43
比 率	100.0	21.2	29.9	48.9

第 2 表 事業場における年少労働者の構成

規 模	A 総労働者数	年 少 勞 働 者 数			$\frac{B}{A} \times 100$
		B 計	男	女	
天 計	17,138	3,162	2,116	1,046	18.5
数 5 人 未 満	772	338	249	89	43.8
5 人以上10人未満	2,637	717	511	206	27.2
10人以上50人未満	13,729	2,107	1,356	751	15.3
比 計		100.0	67.0	35.0	
率 5 人 未 満		100.0	73.7	26.3	
5 人以上10人未満		100.0	71.2	28.8	
10人以上50人未満		100.0	64.4	35.6	

第 3 表 事業場における通勤住込別年少労働者数

規 模		合 計			男			女		
		計	通 勤	住 込	計	通 勤	住 込	計	通 勤	住 込
実 数	計	3,162	1,526	1,636	2,116	734	1,382	1,046	792	254
	10 人 未 満	1,055	417	638	760	238	522	295	179	116
	10人以上50人未満	2,107	1,109	998	1,356	496	860	751	613	138
比 率	計	100.0	48.3	51.7	100.0	34.7	65.3	100.0	75.7	24.3
	10 人 未 満	100.0	39.5	60.5	100.0	31.3	68.7	100.0	60.7	39.3
	10人以上50人未満	100.0	52.6	47.4	100.0	36.6	63.4	100.0	81.6	18.4

第 4 表 規模、通勤住込および性別調査年少労働者数（個）

規 模		合 計			男			女			比 率
		計	通 勤	住 込	計	通 勤	住 込	計	通 勤	住 込	
実 数	計	1,914	917	997	1,312	453	859	602	464	138	100.0
	5 人 未 満	302	126	176	226	79	147	76	47	29	15.7
	5 人以上10人未満	545	217	328	386	114	272	159	103	56	28.7
	10人以上50人未満	1,067	574	493	700	260	440	367	314	53	55.6
比 率	計	100.0	47.9	52.1	100.0	34.5	65.5	100.0	77.0	23.0	
	5 人 未 満	100.0	41.9	58.1	100.0	34.9	65.1	100.0	61.8	38.2	
	5 人以上10人未満	100.0	39.9	60.1	100.0	29.5	70.5	100.0	64.8	35.2	
	10人以上50人未満	100.0	57.0	43.0	100.0	37.1	62.9	100.0	85.5	14.5	
比 率		100.0			47.9			52.1			

第 5 表 年少労働者の出身県および就職経路（個）

出身県および規模		計	安 定 所	学 校	縁 故	そ の 他	不 詳	比 率
実 数	計	1,914	295	694	659	265	1	100.0
	合 計							
	10 人 未 満	847	154	250	326	117	—	100.0
	10人以上50人未満	1,067	141	444	333	148	1	100.0
	計	1,188	200	485	342	161	—	62.0
	自 県							
	10 人 未 満	514	110	175	165	64	—	60.5
	10人以上50人未満	674	90	310	177	97	—	63.2
	計	726	95	209	317	104	1	38.0
	他 県							
	10 人 未 満	333	44	75	161	53	—	39.5
	10人以上50人未満	393	51	134	156	51	1	36.8
比 率	計	100.0	15.7	36.1	34.2	13.8	0.2	
	10 人 未 満	100.0	18.3	29.7	28.2	13.8	—	
	10 人 以 上 50 人 未 満	100.0	13.2	41.6	31.2	13.9	0.1	

第 6 表 年少労働者の定着状況

規 模	A 事業場数	B 年少者を 雇用した 事業場	C 就 職 者	離 職 者					B A × 100	D C × 100
				D 計	3カ月 未 満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	不 詳		
実 計	1,308	915	2,042	538	209	127	167	35	70.0	26.3
10 人 未 満	668	423	660	238	96	55	74	13	63.3	36.1
10人以上50人未満	640	492	1,382	300	113	72	93	22	76.9	21.7
比 率				100.0	38.8	23.5	31.0	6.5		

注) 1. 「年少者を雇用した事業場」とは、昭和31年3月から32年2月までの1年間に年少者を雇用した事業場を示す。

2. 「就職者」とは同期間内に就職した年少者を示す。

3. 「離職者」とは上記就職者のうち、同期間内に離職した年少者を示す。

第 7 表 年令証明書、就業規則の備付状況

規 模	A 事業場数	B 年 令 証 明 書 あ り	C 就 業 規 則 あ り	B A × 100	C A × 100
計	1,308	389	369	29.7	28.2
10 人 未 満	668	119	38	17.8	5.7
10人以上50人未満	640	270	331	42.3	51.7

第 8 表 契 約 期 間

規 模	A 事業場数	契 約 期 間 の あ る 事 業 場								B A × 100
		B 計	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	5年以上 7年未満	7年以上 10年未満	10年以上	不 定	
計	1,308	41	5	—	10	10	2	2	12	3.1
10 人 未 満	668	20	1	—	8	4	2	2	3	3.0
10人以上50人未満	640	21	4	—	2	6	—	—	9	3.3

第 9 表 見 習 期 間

規 模	A 事業場数	見 習 期 間 の あ る 事 業 場										B A × 100
		B 計	6カ月 未 満	6カ月 以上1 年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10 以 上	不 定	
実 計	1,308	403	254	45	34	11	23	6	12	2	16	30.8
10 人 未 満	668	149	90	6	14	4	13	4	7	2	9	22.3
10人以上50人未満	640	254	164	39	20	7	10	2	5	—	7	39.7
比 率		100.0	62.8	11.4	8.5	2.7	5.7	1.5	2.9	0.5	4.0	

第 10 表 貯 蓄 金 管 理 の 状 況

規 模	A 事業場数	B貯蓄を管理する事業場数	貯 蓄 金 額			貯 蓄 の 状 況			返 還 の 状 況			B A × 100	
			定 額	不 定 額	不 詳	任 意	強 制	不 詳	自 由	制 限	不 詳		
実 数	計	1,308	321	79	76	167	90	77	155	24	77	221	24.6
	10 人 未 満	668	150	59	27	73	21	47	82	11	43	96	22.5
	10人以上50人未満	640	171	29	49	94	69	30	73	13	34	125	26.7
比 率	計		100.0	24.6	23.7	52.0	28.0	24.0	48.3	7.5	24.0	68.8	
	10 人 未 満		100.0	33.3	18.0	48.6	14.0	31.3	54.6	7.3	28.6	63.9	
	10人以上50人未満		100.0	17.0	28.7	55.0	40.4	17.5	42.7	7.6	19.9	73.1	

第 11 表 労働条件の明示状況（個）

規 模	A 年少労働者数	B 労働条件を明示された年少労働者	$\frac{B}{A} \times 100$
計	1,914	1,403	70.5
10 人 未 満	847	580	68.5
10 人 以 上 50 人 未 満	1,067	823	77.3

第 12 表 拘 束 時 間

通 勤 住 込 お よ び 規 模			事業場数	拘 束 時 間							不 詳
				8時間以下	～9時間以下	～10時間以下	～11時間以下	～12時間以下	12時間を超え18時間未満		
実 数	通勤住込の差がないもの	計	169	16	103	52	6	6	5	—	
		5 人 未 満	10	—	5	3	—	1	3	—	
		5人以上10人未満	29	4	16	9	2	3	—	—	
		10人以上50人未満	130	12	82	40	4	2	2	—	
	通 勤	計	516	100	298	120	24	11	27	7	
		5 人 未 満	106	16	43	32	11	3	10	1	
		5人以上10人未満	142	30	76	42	4	3	9	1	
		10人以上50人未満	268	54	179	46	9	5	8	5	
	住 込	計	647	54	194	133	84	57	149	10	
		5 人 未 満	162	9	29	32	18	18	61	3	
		5人以上10人未満	229	21	59	39	41	19	55	4	
		10人以上50人未満	256	24	106	62	25	20	33	3	
比 率	通勤住込の差がないもの	100.0	9.5	60.9	30.7	3.5	3.5	3.0	—		
	通 勤	100.0	19.4	57.7	23.2	4.6	2.1	5.2	1.4		
	住 込	100.0	8.3	30.0	20.5	13.0	8.8	23.0	1.5		

- 注) 1. 「～9時間以下」とは、拘束時間8時間を超え9時間以下のものを示す。以下同じ。
2. 「通勤」とは通勤と住込により拘束時間の差のある事業場の通勤、および通勤のみの事業場を示す。「住込」についても同じ。
3. 交替制、時差出勤のある事業場ではそれぞれの拘束時間を集計したので、拘束時間別の事業場数は延数となる。

第 13 表 休 憩 の 状 況

規 模	A 事業場数	B 休憩のある事業場	休 憩 の 与 え 方			$\frac{B}{A} \times 100$
			一 斉	交 替	不 詳	
実 数	計	1,308	499	518	168	90.6
	5 人 未 満	277	71	80	72	80.5
	5人以上10人未満	391	142	157	43	87.5
	10人以上50人未満	640	286	281	53	96.9
比 率		100.0	42.1	43.7	14.2	

第 14 表 休 日 回 数

規 模	事業場数	休 日 回 数						
		週 1 回	月 4 回	月 3 回	月 2 回	月 1 回	その他	な し
実 数	計	1,308	593	53	110	491	40	17
	10 人 未 満	668	199	16	58	347	36	8
	10人以上50人未満	640	394	37	52	144	4	9
比 率	計	100.0	45.4	2.5	8.4	37.6	3.1	1.3
	10 人 未 満	100.0	29.8	2.4	8.7	52.0	5.3	1.2
	10人以上50人未満	100.0	61.6	5.8	8.1	22.5	0.6	1.4

第 15 表 休 日 の 与 え 方

規 模	休日のある事業場	休 日 の 与 え 方			
		一 斉	交 替	一斉交替併用	不 詳
実 数	計	1,504	585	489	67
	10 人 未 満	664	262	267	23
	10人以上50人未満	640	323	222	44
比 率		100.0	44.9	37.5	5.1

第 16 表 年少労働者の休眠日数

規 模	A 事業場数	B 休暇のある 事業場	休 暇 日 数					B A × 100	
			6 日未満	6 ～ 10 日	11 ～ 20 日	21 日以上	不 詳		
実 数	計	1,308	1,036	287	502	77	146	24	79.2
	10 人 未 満	668	531	146	265	35	77	8	79.5
	10人以上50人未満	640	505	141	237	42	69	16	78.5
比 率			100.0	27.7	48.5	7.4	14.1	2.3	

注) 休眠日数とは、昭和31年1月から12月までの1年間に事業場が年少労働者に付与した休眠の1人当たり平均付与日数を示す。

第 18 表 賃金階級別年少労働者数および1ヵ月平均手取賃金(個)

通勤住込、性および規模		計	1,000 円未満	1,000 ～ 1,999	2,000 ～ 2,999	3,000 ～ 3,999	4,000 ～ 4,999	5,000 ～ 5,999	6,000 ～ 6,999	7,000 ～ 7,999	8,000 円以上	不詳	平均額
通 勤	合 計	計	917	2	10	21	150	276	212	136	64	21	25 4,918
		10 人 未 満	343	—	8	8	77	94	76	40	20	4	16 4,631
		10人以上50人未満	574	2	2	13	73	182	136	96	44	17	9 5,085
	男	計	453	2	10	18	81	127	96	63	33	11	17 4,830
		10 人 未 満	193	—	8	4	35	54	47	19	12	3	11 4,639
		10人以上50人未満	260	2	2	9	46	73	49	44	21	8	6 4,967
	女	計	464	—	—	8	69	149	116	73	31	10	8 5,003
		10 人 未 満	150	—	—	4	42	40	29	21	8	1	5 4,620
		10人以上50人未満	314	—	—	4	27	109	87	52	23	9	3 5,181
	合 計	計	997	35	194	268	205	122	51	55	26	15	26 3,078
住 込		10 人 未 満	504	15	95	150	113	72	10	16	13	4	16 2,896
		10人以上50人未満	493	20	99	118	92	50	41	39	13	11	10 3,261
	男	計	859	30	164	227	175	111	44	47	22	14	25 3,094
		10 人 未 満	419	10	78	120	93	65	8	15	10	4	16 2,945
		10人以上50人未満	440	20	86	107	82	46	36	32	12	10	9 3,233
	女	計	138	5	30	41	30	11	7	8	4	1	1 2,980
		10 人 未 満	85	5	17	30	20	7	2	1	3	—	— 2,666
		10人以上50人未満	53	—	13	11	10	4	5	7	1	1	1 3,494
	合 計	計	997	35	194	268	205	122	51	55	26	15	26 3,078
		10 人 未 満	504	15	95	150	113	72	10	16	13	4	16 2,896
		10人以上50人未満	493	20	99	118	92	50	41	39	13	11	10 3,261

注) 手取賃金とは所得税、各種保険料等を差引いて実際に年少労働者の手に入った賃金額である。

第 17 表 年少労働者の平均初任給額

性 お よ び 規 模		食 事 付		食 事 別	
		事 業 場 数	平 均 額	事 業 場 数	平 均 額
男女差の ないもの	10 人 未 満	174	2,416 円	300	4,475 円
	10人以上50人未満	103	2,788	348	5,169
男	10 人 未 満	—	—	10	5,000
	10人以上50人未満	4	2,500	30	5,548
女	10 人 未 満	—	—	10	4,300
	10人以上50人未満	2	2,000	30	4,959

注) 1. 初任給の定めある事業場を対象とした。

2. 「男」とは、男女差のある事業場の男子、および男子のみを雇用している事業場を示す。「女」についても同じ。

第 19 表 昇 給 状 況

性 お よ び 規 模		昇給のある 事業場	昇 給 金 額						昇 給 回 数						
			300 未 満	300~ 499 円	500~ 999 円	1,000 円以上	不詳	平均額	1 回	2 回	3 回	4 回 以 上	不 定 期	不 詳	
実 数	計	1,203	10	35	179	157	822	769 円	539	320	5	14	56	269	
	男女差の ないもの														
	10 人 未 満	589	4	13	97	78	397	762	243	148	3	8	25	162	
	10人以上50人未満	614	6	22	82	79	425	777	296	172	2	6	31	107	
比 率	計	4	—	—	2	1	1	667	1	1	—	—	—	2	
	男														
	10 人 未 満	1	—	—	1	—	—	500	—	—	—	—	—	1	
	10人以上50人未満	3	—	—	1	1	1	750	1	1	—	—	—	1	
比 率	計	4	—	2	1	—	1	367	2	—	—	—	—	2	
	女														
	10 人 未 満	1	—	1	—	—	—	300	—	—	—	—	—	1	
	10人以上50人未満	3	—	1	1	—	1	400	2	—	—	—	—	1	
比率	男女差の ないもの	100.0	1.8	2.9	14.9	13.1	68.3		44.8	26.6	0.4	1.1	4.7	22.4	

注) 1. 昇給のある事業場を対象とした。

2. 昇給金額および昇給回数は1年間におけるものである。

3. 「男」とは男女差のある事業場の男子を示す。「女」についても同じ。

第 20 表 割増賃金の支給状況

規 模	A 事業場数	B 支給する 事業場	支 給 方 法					B A	×100
			時間に応じ て計算する	一定額を 支給する	つかみ勘 定である	現物を 支給する	不 詳		
実 数	計	1,308	486	203	100	78	163	5	37.1
	10 人 未 満	668	219	50	44	58	95	3	32.8
	10人以上50人未満	640	267	153	56	20	68	2	41.7
比 率			100.0	41.8	20.6	16.0	33.6	1.0	

第 21 表 の 1 臨時給与の支給状況——支給時期および内容

規 模	A 事業場数	B 支給する 事業場	支 給 時 期				支 給 内 容				B A × 100	
			盆	暮	その他	不 詳	現 の 金 み	現物 の み	現金と 現 物	不 詳		
実 数	計	1,308	1,247	661	936	624	17	1,004	18	150	75	95.2
	10 人 未 満	668	621	345	439	306	13	458	14	107	42	93.0
	10人以上50人未満	640	626	316	497	318	4	546	4	43	33	97.8
比 率			100.0	51.7	76.9	48.5	0.7	86.1	1.1	7.6	5.3	

第 21 表 の 2 臨時給与の支給状況——現金支給額

規 模	現金のみ を支給す る事業場	支 給 額										不 定	不 詳
		賃金の1 ヵ月分 未満	賃金の1 ヵ月分以 上2ヵ月 分未満	賃金の2 ヵ月分以 上3ヵ月 分未満	賃金の3 ヵ月分以 上	1,000 円未満	1,000 ～ 1,999	2,000 ～ 2,999	3,000 円以上				
実 数	計	1,004	86	413	261	87	3	8	12	19	77	38	
	10 人 未 満	458	54	190	115	22	3	7	10	11	25	21	
	10人以上50人未満	546	32	223	146	65	—	1	2	8	52	17	
比 率		100.0	8.6	41.0	26.0	8.7	0.3	0.8	1.2	1.9	7.7	3.8	

注) 1. 臨時の給与として現金のみを支給する事業場を対象とした。

2. 支給金額は1年間におけるものである。

第 22 表 年少労働者の災害（個）

性	A 年少労働者数	B 年少労働者の 災 害 件 数	災 害 程 度		$\frac{B}{A} \times 100$
			休 8 日 未 満	休 8 日 以 上	
実 数	計	1,914	66	47	3.5
	男	1,312	61	42	4.6
	女	602	5	5	0.8
比 率		100.0	71.2	28.8	

注) 災害には業務上および業務外を含む。

第 23 表 年少労働者の疾病（個）

性	A 年少労働者数	B 年少労働者の 疾 病 件 数	疾 病 程 度		$\frac{B}{A} \times 100$
			休 8 日 未 満	休 8 日 以 上	
実 数	計	1,914	636	567	33.2
	男	1,312	452	407	34.4
	女	602	184	160	30.6
比 率		100.0	89.2	10.8	

注) 疾病は業務上および業務外を含む。

第 24 表 健康診断実施状況

規 模	A 事業場 数	B実施 する事 業場 数	回 数						時 期			方 法				$\frac{B}{A} \times 100$
			年1回	年2回	年3回 以上	不定	不詳	採用時	定期	不定期	集 団 検	団 診	単 検	独 診	不詳	
実 数	計	1,308	832	614	125	4	32	57	118	532	180	384	353	19		63.6
	10 人 未 満	668	328	233	51	3	8	33	35	189	78	171	109	12		49.1
	10人以上50人未満	640	504	381	74	1	24	24	83	343	102	213	244	7		78.8
比 率		100.0	73.8	15.0	0.5	3.9	6.9	14.2	63.9	21.6	46.2	42.4	2.3			

第 25 表 年少労働者の寝室の状況(個)

人 員	計	1 畳	2 畳	3 畳	4,5 畳	6 畳	8 畳	10畳以上	その他	不 明
計	997	8	37	86	150	346	176	168	9	17
1 人	163	8	22	49	36	34	6	2	3	3
2 人	267	—	10	26	69	106	37	13	5	1
3 人	230	—	5	10	34	125	37	19	—	—
4 人	144	—	—	1	10	59	46	24	—	4
5 人	66	—	—	—	1	14	24	25	—	2
6 人	61	—	—	—	—	5	18	38	—	—
7 人	20	—	—	—	—	2	3	15	—	—
8 人	15	—	—	—	—	1	4	10	—	—
9 人	10	—	—	—	—	—	1	8	—	1
10人以上	14	—	—	—	—	—	—	14	—	—
不 明	7	—	—	—	—	—	—	—	1	6

注) 1. 住込年少労働者を対象とした。
2. — 線内は1人平均1.5畳を上回る。

第 26 表 保 険 加 入 状 況

区 分	5 人 未 満						5 人 以 上 50 人 未 満					
	事業場数	厚生年金保険加入	健康保険加入	失業保険加入	労災保険加入	その他の保険加入	事業場数	厚生年金保険加入	健康保険加入	失業保険加入	労災保険加入	その他の保険加入
実 数	277	25	49	18	49	14	1,031	719	791	563	429	79
比 率	100.0	9.0	17.7	6.5	17.7	5.1	100.0	69.8	76.7	54.5	41.6	7.7

注) 1. 労働者数5人未満の事業場では厚生年金保険、健康保険、失業保険は任意適用である。
2. 労災保険については全調査事業場が任意適用である。

第 27 表 退職金支給状況

規 模	A 事業場数	B 支給する事業場	C 支給額が制度化されている事業場	$B \times 100 / A$	$B \times 100 / C$
計	1,308	612	50	46.8	8.2
5 人 未 満	277	72	1	26.0	1.4
5人以上50人未満	1,031	540	49	52.4	9.1

第 28 表 のれん分の状況

規 模	A 事業場数	B のれん分制度のある事業場	$B \times 100 / A$
計	1,308	107	8.2
10 人 未 満	668	68	10.2
10人以上50人未満	640	39	6.1

第 29 表 従業員訓練の状況

規 模	A 事業場数	B 実施する 事業場	実 施 の 方 法				B A × 100
			単 独	共 同	単 独 と 共 同	不 詳	
実 数	計	1,308	499	21	8	12	41.3
	10 人 未 満	668	192	11	3	4	31.4
	10人以上50人未満	640	307	10	5	8	51.5
比 率		100.0	92.4	3.9	1.5	2.2	

第 30 表 年少労働者の就学状況（個）

通勤住込および性			A 年少労働者数	B 就学年少労働者数	学 校 の 種 類						B A × 100
					定 時 制 校	通 教 育	珠 算 簿 記	そ の 他	不 詳		
実 数	合 計	計	1,914	397	211	26	54	115	3	20.7	
		男	1,312	253	170	20	29	41	1	19.3	
		女	602	144	41	6	25	74	2	24.0	
	通 勤	計	917	306	180	9	35	88	2	33.4	
		男	453	175	139	6	11	23	—	36.7	
		女	464	131	41	3	24	65	2	28.3	
	住 込	計	997	91	31	17	19	27	1	9.1	
		男	859	78	31	14	18	18	1	9.1	
		女	138	13	—	3	1	9	—	9.4	
比 率	合 計	計	100.0	53.1	6.5	13.6	29.0	0.8			
		男	100.0	67.3	7.9	11.5	16.2	0.4			
		女	100.0	28.5	4.2	17.4	51.3	1.4			
	通 住	勤	100.0	58.9	2.9	11.4	28.8	0.7			
		込	100.0	34.1	18.7	20.9	29.7	1.1			

第 31 表 年少労働者の就学希望の有無および非就学理由（個）

通 勤 住 込		A	B	非 就 学 理 由						B A × 100
		非就学年 少労働者	就学を希 望する年 少労働者	時間がない	事業主が 許さない	家計が苦 しい	疲れる	近くに学 校がない	その他	
実 数	計	1,517	647	409	46	69	89	25	100	42.6
	通 勤	611	310	194	17	45	50	16	40	50.7
	住 込	906	337	215	29	24	39	9	60	37.2
比 率	計		100.0	63.5	7.1	10.7	13.8	3.9	15.5	
	通 勤		100.0	62.6	5.5	14.5	16.1	5.2	12.9	
	住 込		100.0	63.8	8.6	7.1	11.6	2.7	17.8	

注) 就学していない年少者を対象とした。

第 32 表 就学者に対する取扱い

規 模	事業場数	自由に認める	奨励している	禁止している	そ の 他	不 詳	
実 数	計	1,308	695	93	142	193	185
	10 人 未 満	668	359	50	81	88	90
	10人以上50人未満	640	336	43	61	105	95
比 率	100.0	53.1	7.1	10.9	14.8	14.1	

第 33 表 年少労働者の余暇時間（個）

通 勤 住 込 お よ び 規 模			年少労働者数	な し	1時 未 満	1時 間 満 2時 未 満	2時 間 満 3時 未 満	3時 間 満 4時 未 満	4時 間 満 5時 未 満	5時 間 満 6時 未 満	不 定	不 詳
実 数	計		917	35	30	171	235	205	143	63	35	
	通 勤	10 人 未 満	343	14	10	71	96	74	49	15	14	
		10人以上50人未満	574	21	20	100	139	131	94	48	21	
	計		997	51	57	193	221	233	132	82	28	
	住 込	10 人 未 満	504	30	30	129	116	94	46	41	18	
		10人以上50人未満	493	21	27	64	105	139	86	41	10	
比 率	通 勤		100.0	3.8	3.3	18.6	25.6	22.4	15.6	6.9	3.8	
	住 込		100.0	5.1	5.7	19.3	22.2	23.5	13.2	8.2	2.8	

第 34 表 年少労働者の休日利用状況（個）

通勤・住込および性別			休日のある 年少労働者	身のまわりの 整理	休 養	スポーツ	スポーツ をみる	映 画	親戚・知 人・友人 を訪問	教 学	買 物	帰 省	その他	不 詳
実 数	合 計	計	1,889	262	226	201	25	1,321	128	265	38	121	471	51
		男	1,299	96	164	183	24	952	73	172	13	100	277	40
		女	590	166	62	18	1	369	55	93	25	21	194	11
	通 勤	計	904	147	99	92	6	563	50	178	19	7	295	22
		男	448	15	51	76	5	283	15	98	1	5	121	15
		女	456	132	48	16	1	280	35	80	18	2	174	7
	住 込	計	985	115	127	109	19	758	78	87	19	114	176	29
		男	851	81	113	107	19	669	58	74	12	95	156	25
		女	134	34	14	2	—	89	20	13	7	19	20	4
比 率	合 計	計	100.0	13.9	11.9	10.6	1.3	69.9	6.8	14.0	2.1	6.4	24.9	2.7
		男	100.0	7.4	12.6	14.1	1.8	73.2	5.6	13.2	1.0	7.7	21.3	3.1
		女	100.0	28.1	10.5	3.1	0.2	62.6	9.3	15.8	4.2	3.6	32.9	1.9
	通 勤	計	100.0	16.3	10.9	10.2	0.7	62.3	5.5	19.7	2.1	0.8	32.7	2.4
		男	100.0	3.3	11.8	16.9	1.2	63.3	3.3	22.0	0.2	1.2	27.1	3.5
		女	100.0	29.0	10.3	3.6	0.3	61.5	7.7	17.8	3.9	0.5	38.2	1.8
	住 込	計	100.0	11.7	12.9	10.9	1.9	77.0	7.9	8.7	1.9	11.6	17.9	2.9
		男	100.0	9.5	13.3	12.6	2.2	78.7	6.8	8.7	1.4	11.1	18.4	2.9
		女	100.0	25.4	10.8	1.6	—	66.1	14.8	9.9	5.6	13.9	15.1	3.3

注) 休日のある年少労働者を対象とした。

第 35 表 読書や勉強に対する事業主先輩の態度（個）

区 分	年少労働者数	よく思っている	無 関 心	余 り よ く 思 っ て い な い	禁 止 す る	不 詳
実 数	1,914	1,213	127	171	19	384
比 率	100.0	63.5	6.6	8.9	1.0	20.0

第 36 表 年少労働者の転職希望の有無（個）

通 勤 住 込	年少労働者数	すぐやめたい	よい所があれば 変りたい	長くつとめる	不 詳
実 数	計	1,914	25	348	111
	通 勤	917	12	211	62
	住 込	997	13	137	49
比 率	計	100.0	1.3	18.2	5.8
	通 勤	100.0	1.3	23.0	6.8
	住 込	100.0	1.3	13.7	4.9

2 調 査 票

事 業 場 調 査 票

(注) 該当するものを○で囲み()内に内容を記入すること。

労働省婦人少年局

都 市 名	業 種	規 模 (総労働者数)	年 少 勞 働 者 数				調査年月日	昭和 年 月 日
			計	通 勤	住 込			
				男 女	男 女		調査者氏名	

1 事 業 の 概 要

- (1) 事業場名 () 所在地 ()
 (2) 企業形態 個人 法人 ()
 (3) 事業の内容 () (例) 雑貨の卸売、小売のように簡記のこと。
 (4) 労働組合 有 無

2 雇 用

- (1) 条 件 (内容一)
 (2) 採用方法 { 個別採用
 集団採用

3 労 働 契 約

- (1) 契約期間の定め (労働年限) 有 (内容一) 無
 (2) 見 習 期 間 有 (内容一) 無
 (3) 御礼奉公制度 有 (内容一) 無
 (4) 請状(誓約書) 制度(身元保証契約) (労働契約の際に身元保証人等連名による誓約書を入れる制度)
 有 (内容一) 無
 (5) のれん分制度 有 無
 (6) 契約不履行による違約金の定め、又は損害賠償額を予定する契約
 有 (内容一) 無
 (7) 前 借 金 制 度 有 (内容一) 無

4 労 働 時 間

- (1) 交替制又は時差出勤 (繁忙の時間等に限って実施する臨時的なものは除く)
 有 無
 (2) 始 業 時 刻 (午前 時 分)
 終 業 時 刻 (午後 時 分)
 (通勤者、住込者の別によつて始業、終業、を異にする場合又は交替制、時差出勤をする者については具体的に記入のこと。)
 (3) 休 憩 時 間
 イ (状 況 一)
 ロ (与 え 方 一 { 一斉に与える
 交替して与える
 (4) 同業組合、商店連合会等における労働時間(営業時間)協定
 有 (内容一) 無

5 休 日

- (1) 回 数 週 () 日 月 () 日 その他 ()
 (2) 与 え 方 (一斉、交替又は定休日等の状況)
 (3) 同業組合、商店連合会等における休日協定
 有 (内 容 一) 無

6 休 暇

日 数 (昭和31年1月1日～昭和31年12月31日までの1年間における1人平均附与日数)

7 業務の繁忙時期

- 有 { (イ) 期 間
 (ロ) 労働時間
 (ハ) 休 日 } 無

8 給 与

- (1) 賃金の形態
 イ) 日 給 月 給
 ロ) 出来高給 歩合給
 (2) 賃金の種類

名 称	内 容

〔年少者に対し毎月支給する賃金の種類を記入する。例えば基本給、通勤手当、年令給等の如くに、又、理髪代、入浴賃、映画代等できまつて支給するものがあれば、その他の賃金として記入し、内容欄に個別に記入する。〕

(3) 支 給 方 法

- イ) 直 接 間 接 ()
 ロ) 定期払 (月においての) 不定期払 盆暮払
 (内 容 一)

(4) 現 物 給 与

- (盆暮等の臨時に支給されるもの及び、食事等を除く定期的に支給されるもの。イ) 品 目
 (通勤定期券、映画券、入湯券等の支給も現物給与と見做す。ロ) 支給時

(5) 食 費

- 控 除 す る () 円 し な い

(6) 割増賃金、深夜手当の支給

(早出、残業や深夜労働に対する手当の意義を持つ夜食等の現物支給についても)

- 有 無

- 支給方法 { イ) 時間に応じて計算する
 ロ) 一定額を支給する
 ハ) つかる勘定である
 ニ) 現物を支給する (品 目)

(7) 臨 時 の 給 与 (賞与等)

- 有 無
 イ) 支 給 時 期 ()
 ロ) 支 給 額 () 月 分

(8) 昇給制度

有				無			
{	イ)	初任給	有 (	{	円	食事付	無
						食事別	
	ロ)	昇給方法					
	ハ)	昇給条件					

(9) 同業組合、商店連合会等における賃金協定

有 (内容 -)	無
-----------	---

9 職 制

(見習～店員～番頭～独立というように職階的な格付又は昇進の道があるか、ないか)

有 (条件 -)	無
-----------	---

10 年令証明書等の備付状況

(1) 年令証明書	有	無	
(2) 就業規則	有	無	非該当
(使用する労働者が10人未満のもの)			

11 健康管理の状況

(1) 健康診断実施

有		無	
イ) 回数	一年 () 回		
ロ) 方法	{ 採用時 定期 不定期	{ 集団検診 (組合連合会によつて) 単独検診 (事業場のみの)	
ハ) 内容	(実施事項を囲むこと)		
	{ ツベルクリン検査 身長、体重、視力等の測定	{ レントゲン検査 打診による検査	

(2) その他の管理方法

()	()
-----	-----

12 従業員訓練

- (1) 内 容 (期間、時間、回数等についても記入する)
- (2) 方 法 (勤務時間中、昼休み、食事時間、終業後、休日等の区別をして)

13 通学者の取扱 (通勤者、住込者の如何によつて異なる場合はその旨記入すること)

- (1) 自由に通学を認める
- (2) 奨励している
- (3) 禁止している (理 由 -)
- (4) そ の 他 ()

14 保 険

(1) 保 険

イ) 厚生年金保険	加 入	未 加 入	非 適 用 (労働者5人未満)
ロ) 健康保険	加 入	未 加 入	非 適 用 ()
ハ) 失業保険	加 入	未 加 入	非 適 用 ()

ニ) 労災保険 加 入 未 加 入 非 適 用

ホ) その他の保険 (簡易保険、民間保険)

加 入 (内 容 一

) 未 加 入

(2) 病気又は業務上の災害を受けた者に対する取扱い。

i) 医療費及び休業時の賃金

医 療 費 { イ) 全部負担する
ロ) 一部負担する (内 容 一
ハ) 保険で代行する
ニ) 本人に負担させる

休 業 時 の 賃 金 { ホ) 保険給付の限度以外は支給しない (保険加入の場合)
ヘ) 法定の六割のみを支給する (保険未加入の場合)
ト) 全額支給する (保険で代行する分も含める)
チ) 休業日数の賃金全額を控除する (支給しない)

ii) 長期療養者 (休業3カ月以上) の取扱

事 例 有 無

イ) 補 償 (特に保険未加入のもの、又は、保険給付期間経過のもの等についての賃金、医療費)

ロ) 身分上の措置 (休職、復職、解雇等について)

(3) 退職金のれん分制度等について

イ) 退職金制度

有 (内 容 一

) 無

ロ) 退職金、積立金制度 (税法による退職給付引当金制度も含む)

有 (内 容 一

) 無

ハ) 貯蓄金管理制度

有 (内 容 一

) 無

ニ) のれん分制度

(内 容 一

)

ホ) その他の保障制度

有 (内 容 一

) 無

(4) 解雇の措置について

解雇の方法 { イ) 手当を支払って解雇する
ロ) 解雇の予告をする
ハ) 予告もしない、手当も支給しない (理由一
ニ) 解雇者が国許へ帰るときは旅費を支給する
ホ) 旅費を支給しない (理由一

)

15 厚生施設等の状況

(1) 寝室、宿舍の状況 (住込者)

イ) 事業主及び家族の部屋と同棟である

ロ) 事業主及び家族の部屋と同棟である

ハ) 事業主及び家族と同室である

ニ) 従業員のみが同室である

ホ) 居住面積は充分である

不足する (人 量)

(2) 教養、休養、娯楽施設 (同業組合、商店連合会等共用のものも含む)

有 (内 容 一

) 無

(3) 会館等の施設 (同業組合、商店連合会等の設置による)

有 (状況、内容一

) 無

(4) 慰安旅行等

有 (年間の回数, 日帰り, 一泊等の別を記入)

無

(5) その他の厚生施設 (内 容 一)

)

- 16 年少者の定着状況 (対象期間中に雇用した年少者数およびその期間に離職した者の数を在職期間別に記入する。離職時18才に達した者も含む)

対 象 期 間	雇 用 者 数	離 職 者 数			
		計	3 カ月未満	6 カ月未満	1 年 未 満
31. 3. 1					
32. 2. 28					

- 17 最近の年少労働者の傾向について

- 18 労務管理遂行上困難なる問題について (賃金, 税金, 労働者, 同業者, 問屋, メーカー関係等種々の点について)

- 19 所属する同業組合, 商店連合会等における労務管理合理化の動向について

- 20 従業員に関する労務上, 福利上の計画又は希望

- 21 調 査 者 の 所 見

個 人 調 査 票

都 市 名	業 種	規 模	性 別	通勤住込別
調 査 年 月 日	昭和 年 月 日	調査者氏名		

- 1 あなたの年令や出身県について

(1) 満 () 才

男 ・ 女

(2) 出身県 () 県 (勤め先と同県の者は () に(自), 異なるものは(他)と記入する)

- 2 誰の世話でここへつとめるようになりましたか

安定所の紹介

学校の紹介

縁 故

その他 ()

- 3 あなたがつとめるとき

(1) 何年働くという期間についての話合いがありましたか

あ る () 年

な い

(2) 賃金や労働時間, 休日などについての話を聞きましたか

(聞いたときは次の () 内のどれかに ○ をつけて下さい)

聞いた (賃金, 労働時間, 休日)

聞かなかつた

()

)

4 つとめる前に聞いた条件と、つとめてからの条件が違っていましたか

違っていた (悪くなつたものを書いて下さい) 違っていない
()

5 あなたは通いですか、住込みですか

通 い 住 込 み

6 ここへつとめてから何年になりますか

(年 月)

7 あなたの労働時間や休日、休暇について

(1) あなたが実際に仕事にかかるのは何時ですか

午 前 () 時

(2) あなたが実際に仕事を終えるのは何時ですか

午 後 () 時

(3) 休日は何日ありますか

週 1 回ある 月に () 回ある ない

(4) 毎月の休日のほかに休暇をもらえますか

イ) 年に () 日もらえる もらえない

ロ) その時期は

自分が請求したときいつでも お 盆 お正月 やぶ入 家に帰るとき

ハ) 休暇の間の賃金は

支給される (引かれない) 支給されない (引かれる)

8 あなたの賃金について

(1) 最近 1 ヶ月間の手取賃金はいくらですか () 円

(2) 賃金は直接あなたに渡されますか

直接もらえる もらえない (事情を書いて下さい)

(3) 賃金はきまつた日に支給されますか

される されない

(4) 忙しい時の早出や残業について手当などが出ますか

出 る 出 ない

(5) 賞与が支給されますか

される 1 年に () 円 されない

(6) あなたがつとめてから昇給しましたか

し た 1 年に { () 回 () 円 し ない

9 食事について (職場で給食される者のみ)

(1) 腹一杯食べられる 食べられない (理由は)

(2) 事業主、家族と一緒に食べる 従業員だけで食べる

10 あなたの仕事について

(1) 事業主や先輩達は仕事をよく教えてくれますか

教えてくれる 教えてくれない 人の仕事を見て自分で覚える

- (2) 仕事について自分の意見を述べられますか
述べられる 述べられない
- (3) 先輩や目上の人に私用を言いつけられますか
言いつけられる (どんな用を——) 言いつけられない

11 あなたと事業主や先輩、同僚などの関係について

- (1) あなたと事業主とのなかほうまういつていますか
よ い 悪 い (理由)
- (2) 同僚先輩との間は よ い 悪 い (理由)
- (3) 事業主の家族との間は よ い 悪 い (理由)

12 あなたの私生活について

- (1) 仕事のある日の余暇時間
イ) あなたの寝ずむ時刻は何時頃ですか 午 後(前) () 時
ロ) 仕事を終えてから寝ずむまでに自由にすごせる時間はどの位ありますか
(通勤時間・食事時間は除く)
(時間)
ハ) 新聞を読んだり、ラヂオ等を聞いたりしますか
す る し ない
- (2) 休日における余暇時間
休日にはなにをしてすごしますか主なことを書いて下さい
()
- (3) 事業主等の注意指導状況
イ) あなたはあなたの私生活上のことや、将来のことについて、事業主や先輩から注意を受けたことがありますか
注意を受けた (どんなことが書いて下さい) 受けない
ロ) 読書や勉強することについて、事業主や先輩はどう思っていますか
よく思っている あまりいい顔をしない 禁止する
ハ) 事業主やその家族の人達は家のしきたりや、信仰等をあなたに強いますか (住込者のみ記入)
強いる (どのように) 強いない

13 寝室について (住込者のみ記入)

- (1) あなたの寝室は何畳で何人寝ますか () 畳 () 人
- (2) 事業主や家族達と同じ部屋ですか 同室である 別室である
- (3) 熟睡できますか
できる できない (理由を書いて下さい)
()

14 あなたの健康について

- (1) 身体は丈夫な方ですか
丈夫である 普通である やや弱い 弱い
- (2) 疲れますか 疲れない やや疲れる ひどく疲れる
- (3) つとめてから病気になるたり怪我をしたことがありますか、主なものを三つあげて下さい

あ る (下の欄に詳しく書いて下さい)

な い

病気または怪我の名前	休んだ日数	費用は誰が払いましたか
		自分 事業主 保険
		自分 事業主 保険
		自分 事業主 保険

(4) 休んだ日数について賃金を引かれましたか

引かれない

引かれた (事実について書いて下さい)

(

)

15 貯金について

(1) あなたは貯金をしていますか

している

していない

(2) それは自分でやっているものですか、それとも事業主が管理するものですが

自 分

事 業 主

(3) 毎月どの位貯金しますか

(

) 円

16 あなたは今学校へ行っていますか、また身につけるためなにかを習っていますか

行っている(習っている)	定時制高校 珠算、簿記 通信教育 その他 (	行っていない(習っていない)
行きたいが行けない	時間がない 家計が苦しい 近くに学校がない 事業主が許さない 疲れる その他 (	行きたくない

17 最近のラジオや新聞のニュースで関心のあるのはどんなことですか

(

)

18 あなたは今の職場に長く勤めるつもりですか

すぐやめたい

他によい所があつたら変りたい

長くつとめる

どうして (

)

19 あなたの職場における待遇や施設等のことで、もつとも改善してもらいたいものについて記入して下さい

20 今の職場でよいと思われること、又はもつとも楽しかったことについて書いて下さい

21 ここにつとめてからもつともつらかったこと、苦しかったことを書いて下さい

22 自分の将来についての希望や不安なことがらについて書いて下さい

23 調査員の所見

新刊

勞働省鹿口爲婦人少年室